

狂犬病予防注射強化週間

詳細 環境生活課 ☎(32)6333

■ 犬の登録…市環境生活課または市内各動物病院で行ってください

対象 生後91日以上で、未登録の犬(登録は一生に一度) ※登録時にもらう鑑札は必ず首輪に着けてください

料金 3,000円

■ 狂犬病予防注射…狂犬病予防注射は、毎年受けることが義務付けられています

対象 生後91日以上で、今年度の予防注射を受けていない犬 料金 3,240円

| 動物病院名 | 診療時間 | 動物病院名 | 診療時間 |
|-------------------------------------|--|---|---|
| 前田獣医科医院 山手町1-4-8 ☎(74)4338 | 月～土……………9:00～12:00/15:00～19:00 日祝……………9:00～12:00 | しま動物病院 拓勇東町4-18-30 ☎(57)1217 | 月火水金土…9:30～12:00/15:30～19:00 日祝……………9:30～12:30 休診日…水 |
| 前田獣医科明野医院 明野新町3-5-2 ☎(57)1111 | 月木……………9:30～12:00/15:00～21:00 火金……………9:30～12:00/15:00～19:00 土祝……………9:30～12:00 休診日…日水 | ほまれだ動物病院 拓勇西町4-2-4 ☎(82)7000 | 月～土……………9:00～12:00/15:00～18:00 休診日…日祝 |
| 山本動物病院 春日町1-10-1 ☎(36)2606 | 月～金……………9:00～11:30/15:00～18:00 土……………9:00～13:00 休診日…日祝 | ウトナイの森動物病院 ウトナイ南6-8-40 ☎(56)5105 | 月火水金…9:00～11:30/15:00～18:30 土祝……………9:00～11:30/15:00～18:00 木……………9:00～11:30 休診日…日 |
| おのだ動物病院 澄川町2-1-23 ☎(67)8642 | 月～土……………9:30～13:00/16:00～19:30 祝……………9:30～12:00 休診日…日 | しょうた動物病院 川沿町5-13-18 ☎(77)6263 | 月火水金土…9:00～12:00/15:00～19:00 (月は21:00まで) 木……………9:00～12:00 休診日…日 |
| 加藤どうぶつ病院 音羽町1-15-14 ☎(38)5250 | 月火水金…9:30～13:00/15:30～19:30 土……………9:30～13:00/15:30～17:00 日祝……………15:30～19:30 休診日…木 | 中の道動物病院 新富町1-7-19 ☎(78)3380 | 月～土……………10:00～12:30/16:00～19:00 日……………10:00～12:30/16:00～17:00 休診日…年末年始(12月30日～1月4日) |
| かわはた動物病院 本町1-1-1 ☎(35)2211 | 火木金日…9:30～12:30/16:00～19:00 月土……………9:30～12:30 休診日…水祝(第2月手術日) | ※上記の診療時間は9月2日時点です。変更になる場合もありますので、詳細は各病院へご確認ください | |

家庭の灯油タンクからの漏えい事故に注意

詳細 環境保全課 ☎(57)8806

■ 灯油漏れ被害の復旧費用は、原因者が負担しなければなりません!

流れ出た油は、火災につながる恐れがあるだけでなく、土壌や河川・海の汚染など生活環境に大きな被害をもたらします。また、地中の水道管を汚染し、水道水に油のおいをつけてしまうことがあります。

汚染した土の入れ替えや私有地の水道管の交換には、高額な費用がかかる場合があります。この費用は油の漏えいを起こした原因者の負担となります。仮に隣家の水道水を汚染してしまった場合は、その復旧費用も負担しなければなりません。

■ 漏えい事故を起こさないために

- 定期的に灯油タンクの点検を行う!
- 除雪や草刈りのときは配管を傷付けない!
- タンク設置のときは、苫小牧市火災予防条例を守る!

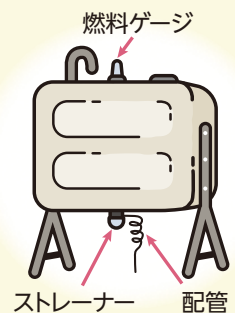
その他の対策、詳細は市HPをチェック



〈自分でできる異常チェック項目〉

- 燃料ゲージの減りが早い
- タンクの周りで油のおいがする
- ストレーナー(タンク下の透明な部分)にひび割れがある
- ストレーナー内に黒い汚れ(タンク内部のさび)がある
- 配管に傷や折れがある

一つでも当てはまったら灯油の販売業者などに連絡し、点検・修理・交換を!! また、油漏れを発見した場合はすぐに消防(119番)に連絡を!!



ぬくもり灯油の申請について

詳細 総合福祉課 ☎(32)6354

令和3年度道市民税が非課税の世帯のうち、次の助成要件を満たす世帯に暖房費(灯油・電気・ガスなど)の一部を助成します。 ※暖房費に係る助成ですので、集中暖房などを利用している世帯も対象となります

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| 助成額 | 1世帯当たり 1万円 | | |
| 助成対象世帯 | 令和3年10月1日現在、本市に住民票を有する ●高齢者世帯=65歳以上の高齢者がいる世帯 ●障がい者世帯=重度心身障害者医療費助成を受けている障がい者がいる世帯 ※生活保護受給世帯、社会福祉施設などに長期入所(入院)している世帯を除く | 持参するもの | ●世帯全員の令和2年分の収入が確認できるもの(源泉徴収票、課税証明書、年金振込通知など) ●世帯全員の預貯金額および令和2年分の給与などの振込状況が確認できる通帳 |
| 助成要件 | ●令和2年の年間収入額の合計が1人世帯で140万円以下(世帯員が1人増えるごとに60万円加算) ※給与、各種年金、手当などを含む全ての収入 ●金融資産の合計が1人世帯で50万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算) ●別世帯の課税者と同居していない | 申請受付 | 総合福祉課で配布の申請書を10月1日(金)～令和4年2月28日(月)に直接 総合福祉課 |